

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
別表2 接続形態 1 適用		別表2 接続形態 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1) ~ (2) (略)	(略)	(1) ~ (2) (略)	(略)
(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア~ク (略)	(3) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア~ク (略) ケ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本欄の第1表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「活用型PHS事業者」と記載されている場合であって、「経由事業者欄」に「中継事業者及び当社等」と記載されているときは、当社等を経由せずに接続することがあります。
		<p>附 則（平成23年11月24日西相制第98号） この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。</p>	